

# 緊急雇用対策プログラム

(緊急雇用対策プログラム実施要領)

## 1 目的

「(株)セブン&アイ・ホールディングス」グループの「(株)イトーヨーカ堂」がイトーヨーカドー旭川店の閉店を決定したことに伴い、離職者が発生する見込みとなったため、離職者の早期再就職の促進や生活の安定を図ることを目的に、旭川公共職業安定所及び旭川市との連携の下に総合相談会の開催など所要の緊急雇用対策プログラムを実施する。

## 2 離職等対象者

イトーヨーカドー旭川店の正社員、契約社員、パート社員のほかテナント従業員のうち閉店により離職の対象となる者

## 3 対策期間

令和3年3月19日 から 当面の間

## 4 対策内容

- (1) 連携事業(旭川公共職業安定所等と連携する事業)
  - ・旭川地域雇用対策会議の開催
  - ・総合相談会の開催 など
- (2) 個別事業(道・市町村等の既存事業を活用した事業)
  - ・勤労者福祉資金貸付制度の活用
  - ・機動職業訓練の活用
  - ・その他必要な措置
- (3) その他  
報道機関を通じて対策内容を広く地域住民に提供する

### 【当面の具体的な対策内容】

- 1 「イトーヨーカドー旭川店関連離職者特別労働相談室」の設置
  - ・設置日時 令和3年(2021年)3月19日(金)
  - ・設置場所 上川総合振興局産業振興部商工労働観光課内
- 2 総合相談会の開催
  - ・開催日 令和3(2021年)年5月25日(火)
  - ・参加機関 旭川公共職業安定所、旭川労働基準監督署、  
日本年金機構旭川年金事務所、上川総合振興局、旭川市、  
ポリテクセンター旭川、産業雇用安定センター北海道事務所、  
旭川高等技術専門学院